



別記様式第1号（第7条関係）

令和6年5月15日

長岡京市議会議長
白石 多津子 様

会 派 名 市民が主役のまちをつくる会
経理責任者名 川口 良江

令和5年度政務活動費収支報告について

長岡京市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり令和5年度（4月分～10月分）政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

会派名 市民が主役のまちをつくる会

1 収 入

政務活動費 87,500円

2 支 出

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
研究研修費	39,620	
調査旅費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	33,770	
広 聴 費	0	
事 務 費	0	
その他の経費	0	
合 計	73,390	

3 残 額 14,110円

（注） 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年度 政務活動費 領収書明細一覧

期間：令和5年4月1日から令和5年10月3日

会派名 市民が主役のまちをつくる会

研究研修費

1. R5 5/19 第42回地方×国政策研究会

分類	日付	内容	金額（円）	支払先・領収書	NO.
参加費	5/19	オンライン参加@4,000円×1名	4,000	自治体議員政策情報センター虹とみどり	1
			小計	4,000	

2. R5 7/13・14 塩見牧子氏財政分析セミナー

分類	日付	内容	金額（円）	支払先・領収書	NO.
交通費	7/13・14	阪急バス：金ヶ原口⇄長岡京駅 往復	460	支払証明書1号	
		JR長岡京駅⇄JR新大阪駅 往復	960	支払証明書2号	
宿泊費	7/13・14	宿泊費@8,500円×1名	8,500	塩見 牧子	2
参加費	7/13・14	セミナー参加費@7,500円×1名	7,500	塩見 牧子	3
			小計	17,420	

3. R5 7/26 第128回近畿市民派議員 学習・交流会

分類	日付	内容	金額（円）	支払先・領収書	NO.
交通費	7/26	阪急バス：金ヶ原口⇄長岡京駅 往復	460	支払証明書3号	
		JR：長岡京⇄亀岡駅 往復	1,180	支払証明書4号	
飲食代	7/26	昼食（弁当）	1,000	近畿市民派交流会学習会	4
参加費	7/26	第128回市民派議員学習・交流会@2,000円×1名	2,000	近畿市民派交流会学習会	5
			小計	4,640	

4. R5 7/31・8/1 全国革新議員会議主催 研修・交流会

分類	日付	内容	金額（円）	支払先・領収書	NO.
交通費	8/1	阪急バス：金ヶ原口⇄長岡京駅 往復	460	支払証明書5号	
	8/1	JR：長岡京⇄明石 往復	2,900	支払証明書6号	
参加費	7/31・8/1	合宿参加費@4,000円×1名	4,000	全国革新議員会議	6
			小計	7,360	

6. R5 8/9 兵庫県立人と防災未来センター視察

分類	日付	内容	金額（円）	支払先・領収書	NO.
交通費	8/9	阪急バス：金ヶ原口⇄長岡京駅 往復	460	支払証明書7号	
		JR：長岡京駅⇄三ノ宮駅 往復	2,540	支払証明書8号	
		阪神：神戸三宮⇄春日野道 往復			
入館料	8/9	入館料@600円×1名	600	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構	7
			小計	3,600	

7. R5 9/17 いくの学園25周年記念座談会

分類	日付	内容	金額 (円)	支払先・領収書	NO.
交通費	9/17	阪急バス：金ヶ原口⇄西山天王山駅 往復	460	支払証明書9号	
	9/17	阪急：西山天王山⇄天神橋筋6丁目	1,140	支払証明書10号	
	9/17	大阪メトロ：天神橋筋6丁目⇄天満橋 往復			
参加費	9/17	セミナー参加費@1,000円×1名	1,000	特定非営利活動法人いくの学園	8
			小計	2,600	

研究研修費 計	39,620
---------	--------

資料作成費

分類	日付	内容	金額 (円)	支払先・領収書	NO.
なし					
			小計	-	

資料作成費 計	-
---------	---

資料購入費

分類	日付	内容	金額 (円)	支払先・領収書	NO.
新聞購読料	4/1	週刊MDS 2023年4月～9月	5,000	株式会社MDS新聞社	9
書籍代	5/15	内部被曝 (1冊) @600	1,600	守田敏也	10
書籍代		放射線副読本すっきり読みときBOOK@500			
書籍代		AFTER TEN YEARS@500			
書籍代	8/30	認知症700万人時代@2200	5,170	アバンティブックセンター長岡店	11
書籍代		ピンヒールで車椅子を押す@1540			
書籍代		こどものけんりのほん@1430			
新聞購読料	4/30	京都新聞 2023年4月分	4,400	京都新聞大山崎販売所	12
新聞購読料	6/30	京都新聞 2023年6月分	4,400	京都新聞大山崎販売所	13
新聞購読料	7/31	京都新聞 2023年7月分	4,400	京都新聞大山崎販売所	14
新聞購読料	8/31	京都新聞 2023年8月分	4,400	京都新聞大山崎販売所	15
新聞購読料	9/30	京都新聞 2023年9月分	4,400	京都新聞大山崎販売所	16
			小計	33,770	

資料購入費 計	33,770
---------	--------

広聴費

分類	日付	内容	金額 (円)	支払先・領収書	NO.
なし					
			小計	-	

広聴費 計	-
-------	---

事務費

分類	日付	内容	金額（円）	支払先・領収書	NO.
なし					
				小計	-

事務費 計	-
-------	---

令和5年度政務活動費	合計	73,390
------------	----	--------

領収証

市民が主役のまちをつくる会 様

No. _____

金額

¥ 4,000

収 入

印 紙

内 訳

但 第42回地方国政研究会 参加費

現金

2023 年 5 月 19 日 上記正に領収いたしました

小切手

手 形

消費税額等 (%)

〒700-0971岡山市北区野田5丁目8-11
かつらぎ野田ビル2F
TEL 086-244-7723・FAX 086-244-7724
自治体議員政策情報センター虹とみど

係印

コクヨ ウケ-690

2

領 収 書

令和5年7月13日

市民が主役のまちをつくる会

川口 良江 様

¥ 8, 5 0 0 -

但 宿泊費として
上記正に領収いたしました

生駒市議会議員
塩見牧子

3

領 収 書

令和5年7月13日

市民が主役のまちをつくる会

川口 良江 様

¥ 7, 5 0 0 -

但 財政分析セミナー参加費として
上記正に領収いたしました

生駒市議会議員
塩見牧子

4

領収書

川口 よしえ 様

No.

発行日 2023 年 7 月 26 日

¥1,000 -

但 学習会昼食代として

上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税等

近畿市民派交流学習会

2023年7月会計

大阪府茨木市上泉町6-34-1

桂 睦子

2023年08月09日(水)

7

担当印

¥600-

上記の金額正に領収いたしました。

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構

神戸市中央区臨浜海岸通り1-5-2

Te(078)262-5050

財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

5

領収書

川口 よしえ 様

No.

発行日 2023 年 7 月 26 日

¥2,000 -

但 学習会参加費として

上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税等

近畿市民派交流学習会

2023年7月会計

大阪府茨木市上泉町6-34-1

桂 睦子

領収証

市民が主役のまちをつくる会

2023年9月17日

6

領 収 証

尾関京市 市民が主役のまちをつくる会

川口 良江 様

2023 年 7 月 31 日

★ 4000.-

但 合宿参加費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

全国革新議員会議

事務局 新座市新座2-3-4-105

〒352-0006

星川 一恵

領収証

市民が主役のまちをつくる会

川口 良江 様

¥1,000-

但 いくの学園25周年記念座談会 参加費として
上記正に領収いたしました

大阪府中央区内淡路町1丁目3番14号

特定非営利活動法人いくの学園

8

9

2023年4月1日

領 収 証

市民が主役のまちをつくる会様

¥ 5,000.-

『週刊MDS』購読代金・郵送料として、上記金額を領収しました。

購読期間 2023年4月～2023年9月

株式会社 MDS新聞社

〒536-0016 大阪市城東区蒲生1-6-21 LAGセンター
TEL.06-6934-8512 FAX.06-6934-8112

担当 中沢

領 収 証

市民が主役のまちをつくる会様

No. _____

★ ¥ 1,600.-

内 訳

現 金

小切手

手 形

消費税額等(%)

但「内部被爆」放射線副読本「アトピーとBook」
600円 「AFTER TEN YEARS」各500円

2023年5月15日 上記正に領収いたしました

収入印紙

守田 敏也

コクヨ ウケ-98

領 収 証

市民が主役のまちをつくる会 川口良三様

No. 091352

2023年8月30日

¥ 5,170.-

但

☒ 商品代☐ 金券代(図書カード/ペン/セルで車椅子を借り)☐ その他(子どものけんりのほん)

上記正に領収しました。

株式会社ブックファースト

アバンティブックセンター長岡店

〒617-0826 京都府長岡京市開田4-7-1

イズミヤ長岡店 3階

TEL 075-957-5086

収入印紙

割印

者

現金 ☒
商品券 ☐
() ☐
クレジット ☐

(12)



領収証

2023年04月分

高台1丁目16-10

市民が主役の まちをつくる会 様

銘 柄	部 金 額
京都新聞セット※	1 4,400
合 計	¥ 4,400
※は軽減税率対象品目	

お知らせ 領収日2023年4月30日

【お知らせ】全銀・クレジットカードでの支払いが可能になりました。

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

ID(108378)
No. 1- 406-0117-000京都新聞大山崎販売所
〒618-0071

乙訓郡大山崎町大山崎尻江34-1

TEL: 075-956-5297

FAX: 075-956-7221

司堂株式会社

領収
京都新聞ID(108378)
No. 1- 406-0103-200

領収証

2023年08月分
高台1丁目16-10

市民が主役の まちをつくる会 様

銘 柄	部 金 額
京都新聞セット※	1 4,400
合 計	¥ 4,400
※は軽減税率対象品目	

お知らせ 領収日2023年8月31日
【お知らせ】全銀・クレジットカードでの支払いが可能になりました。毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

京都新聞大山崎販売所
〒618-0071

乙訓郡大山崎町大山崎尻江34-1

TEL: 075-956-5297

FAX: 075-956-7221

領収
司堂株式会社
京都新聞

13



領収証

2023年06月分

高台1丁目16-10

市民が主役の まちをつくる会 様

銘 柄	部 金 額
京都新聞セット※	1 4,400
合 計	¥ 4,400
※は軽減税率対象品目	

お知らせ 領収日2023年6月30日

【お知らせ】全銀・クレジットカードでの支払いが可能になりました。

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

ID(108378)
No. 1- 406-0103-200京都新聞大山崎販売所
〒618-0071

乙訓郡大山崎町大山崎尻江34-1

TEL: 075-956-5297

FAX: 075-956-7221

司堂株式会社

領収
京都新聞

15

ID(108378)
No. 1- 406-0103-200

領収証

2023年09月分
高台1丁目16-10

市民が主役の まちをつくる会 様

銘 柄	部 金 額
京都新聞セット※	1 4,400
合 計	¥ 4,400
※は軽減税率対象品目	

お知らせ 領収日2023年9月30日
【お知らせ】全銀・クレジットカードでの支払いが可能になりました。毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

京都新聞大山崎販売所
〒618-0071

乙訓郡大山崎町大山崎尻江34-1

TEL: 075-956-5297

FAX: 075-956-7221

司堂株式会社 登録番号 T7130001056121

領収
京都新聞

14



領収証

2023年07月分

高台1丁目16-10

市民が主役の まちをつくる会 様

銘 柄	部 金 額
京都新聞セット※	1 4,400
合 計	¥ 4,400
※は軽減税率対象品目	

お知らせ 領収日2023年7月31日

【お知らせ】全銀・クレジットカードでの支払いが可能になりました。

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

ID(108378)
No. 1- 406-0103-200京都新聞大山崎販売所
〒618-0071

乙訓郡大山崎町大山崎尻江34-1

TEL: 075-956-5297

FAX: 075-956-7221

司堂株式会社

領収
京都新聞

16

2023年09月分

高台1丁目16-10

市民が主役の まちをつくる会 様

銘 柄	部 金 額
京都新聞セット※	1 4,400
合 計	¥ 4,400
※は軽減税率対象品目	

お知らせ 領収日2023年9月30日
【お知らせ】全銀・クレジットカードでの支払いが可能になりました。毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

京都新聞大山崎販売所
〒618-0071

乙訓郡大山崎町大山崎尻江34-1

TEL: 075-956-5297

FAX: 075-956-7221

司堂株式会社 登録番号 T7130001056121

領収
京都新聞

会派代表者名 川口良江

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 1 号
支 出 日	令和 5 年 7 月 13・14 日	支出金額	金 4 6 0 円
支 出 先	阪急バス		
支 出 内 容	金ヶ原口⇄長岡京駅 往復		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	バス代で 領収書がないため 経理責任者 川口良江		

会派代表者名 川口良江

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 2 号
支 出 日	令和 5 年 7 月 13・14 日	支出金額	金 9 6 0 円
支 出 先	JR		
支 出 内 容	長岡京⇄新大阪 往復		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	切符により 領収書がないため 経理責任者 川口良江		

会派代表者名 川口良江

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 3 号
支 出 日	令和 5 年 7 月 26 日	支出金額	金 4 6 0 円
支 出 先	阪急バス		
支 出 内 容	金ヶ原口⇄長岡京駅 往復		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	バス代で 領収書がないため 経理責任者 川口良江		

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 4 号
支 出 日	令和 5 年 7 月 26 日	支出金額	金 1 1 8 0 円
支 出 先	JR		
支 出 内 容	長岡京⇔亀岡 往復		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	切符により 領収書がないため 経理責任者 川口良江		

会派代表者名 川口良江

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 5 号
支 出 日	令和 5 年 8 月 1 日	支出金額	金 4 6 0 円
支 出 先	阪急バス		
支 出 内 容	金ヶ原口⇄長岡京駅 往復		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	バス代で 領収書がないため 経理責任者 川口良江		

会派代表者名 川口良江

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 6 号
支 出 日	令和 5 年 8 月 1 日	支出金額	金 2 9 0 0 円
支 出 先	JR		
支 出 内 容	長岡京⇄明石 往復		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	切符により 領収書がないため 経理責任者 川口良江		

会派代表者名 川口良江

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 7 号
支 出 日	令和 5 年 8 月 9 日	支出金額	金 4 6 0 円
支 出 先	阪急バス		
支 出 内 容	金ヶ原口⇄長岡京駅 往復		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	バス代で 領収書がないため 経理責任者 川口良江		

会派代表者名 川口良江

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 8 号
支 出 日	令和 5 年 8 月 9 日	支出金額	金 2 5 4 0 円
支 出 先	JR・阪神		
支 出 内 容	JR 長岡京⇄阪神春日野道 往復		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	切符により 領収書がないため 経理責任者 川口良江		

会派代表者名 川口良江

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 9 号
支 出 日	令和 5 年 9 月 17 日	支出金額	金 4 6 0 円
支 出 先	阪急バス		
支 出 内 容	金ヶ原口⇄西山天王山駅 往復		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	バス代で 領収書がないため 経理責任者 川口良江		

会派代表者名 川口良江

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 1 0 号
支 出 日	令和 5 年 9 月 17 日	支出金額	金 1 1 4 0 円
支 出 先	阪急・OsakaMetro		
支 出 内 容	西山天王山⇄天満橋 往復		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	切符により 領収書がないため 経理責任者 川口良江		

別記様式第3号（第8条関係）

令和5年10月31日

長岡京市議会議長
白石 多津子 様

会 派 名 市民が主役のまちをつくる会
経理責任者名 川口 良江

令和5年度調査研究報告について

長岡京市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、別紙のとおり令和5年度調査研究報告書を提出します。

令和5年度調査研究報告書

会派名 市民が主役のまちをつくる会

事業名	第42回地方×国政策研究会
事業の実施時期	令和5年5月19日
事業の実施場所	自治体議員政策情報センター虹とみどり オンライン研修
事業の内容	1 ①地方自治法改正と市民自治を基本とした地方行政・議会のあり方、地方自治法改正（総務省職員）・地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行う。②市民自治を基本とした地方行政・議会のあり方講師：上原公子さん（元国立市長）議会証人の市民の発言「町の政治は住民がするのであり、議会を云々するのはいけないという事は、新しい自治法の方針に根本から反するものである。住民は町と議会を監視して、実際の政治は住民がするものであります。議会人はその代弁者に過ぎない」③福嶋浩彦さん（元我孫子市長）市民自治から権力を見る○自治体は、市民一人一人の思いから出発し対話し、市民の合意で社会をつくる○首長（行政）、議会は、市民が自らの社会を作るための＜道具＞である ○国全体を分析して政策を実行する国と、自治体が常に向き合う（当然、対立もあっていい）2 紙保険証の廃止とマイナンバー制度のこれから ・紙保険証の廃止とマイナンバーカードの活用【現行法】マイナンバーを利用できるのは法9条と自治体条例に規定する事務のみ。情報提供ネットワークシステムを利用できるのは法19条8・9に規定する事務のみ【改正案】法律で利用が認められている事務に準ずる事務についても、マイナンバーの利用を可能に法律で利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能に。
所感	盛りだくさんの内容であったが、国の取扱いとの均衡の観点から、会計年度任用職員についても、「勤勉手当」を支給できることとする。※人事評価を適切に活用する必要があること等から、令和6年度から支給を開始する。について詳しく勉強できた。そして、二元代表制と自治体については、権力議会全体が緊張感を持って首長と向き合い、是々非々で議論し決定する「市長派」「反市長派」や、国政の「与党」「野党」などで分かれてはいけない！と伺いすごく共感できた。また、個々の議員への働きかけだけでなく議会全体への市民参加も重要であると感じた。

令和5年度調査研究報告書

会派名 市民が主役のまちをつくる会

事業名	塩見牧子氏の財政分析セミナー
事業の実施時期	令和5年7月13日～14日
事業の実施場所	アットビジネスセンター
事業の内容	7月13日。1時間目：決算審査…どこをどう見る？その事業の政策目的は何なのか？やることが目的化していないか？費用に見合う効果はあるのか？ 2時間目：決算カードの見方1収支状況。政健全化法・健全化判断比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率について、明石、宝塚、西宮、赤穂、摂津、生駒、木津川、京田辺、長岡京の9自治体のそれぞれの分析、比較をして学ぶ。 3時間目：決算カードの見方2財政指標健全化判断比事の公表等）決算の提出会計管理者自治体の長・健全化判断基準と基礎事項の書類・長一監査委員・監査委員意見・市長議会に報告、公表 7月14日。1時間目：決算カードの見方3財政健全化判断基準・（地方債発行の）許可制移行水準道府県は2.5%、市町村は財政規模に応じ2.5～10%。・早期健全化基準道府県は3.75%、市町村は財政規模に応じ11.25～15%。地方債の起債には、原則として国や都道府県との協議等が必要、同意を得ずに起債するときは、あらかじめ議会への報告が必要。 2時間目：財務4表の見方と財政分析①現金主義会計ストック（貯蓄や資産、負債）情報が無い。貸借対照表一年度末時点での資産形成における将来世代と現世代までの負担の状況。減価償却は、資産価値を割り出すために便宜的に毎年一定割合ずつ資産価値を減らしていく、その減らした方の価格。例えば100億円の施設を建てたとき、50年償却なら、50年後に資産価値がゼロになると仮定して、毎年2億円ずつ資産価値が下がり、建設当初は減価償却0円ですが、次の年度には2億円、次年度には4億円が減価償却分になる。 3時間目：財務4表の見方と財政分析②純資産変動計算書—会計期間で純資産の内容がどう変わったかを知るためのシート。資金収支計算書—本年度の現金預金の利用状況、資金の獲得能力を知るためのシートについて学ぶ。
所感	人口4万人強から、49万人弱までの9つの自治体10人の議員の方々と、それぞれの自治体の比較をしながら勉強できたことは、とても良かったです。昨年も財政の勉強をしましたが、全体がわかるには、まだまだ時間がかかりそうです。ただ、決算については、その事業の政策目的は何であるのか？やることが目的化していないか？費用に見合う効果はあるのか？どんな成果があったのか、については質問できますので、次の予算に活かしていただけるよう、頑張って質問内容も考えていきたいと思っています。また、財政以外にも議会のルールについて、皆さんと情報共有できたことを議会改革に繋げていきたいと思っています。

令和5年度調査研究報告書

会派名 市民が主役のまちをつくる会

事業名	第128回近畿市民派議員学習・交流会
事業の実施時期	令和5年7月26日
事業の実施場所	サンガスタジアム
事業の内容	午前中は「DV法改正と困難女性支援法について」来年度から施行される困難女性支援法は、いくの学園の理事長の雪田樹里弁護士より〇令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ることを目的とする。都道府県基本計画等の策定に必要となる費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。都道府県は計画策定が義務、市町村は努力義務となる。性暴力被害者対応、若年女性支援、女性相談員の処遇改善とその予算増額も予定されており、来年度に向けて、それぞれの自治体でも取組みを考えます。 〇午後「亀岡市オーガニックビレッジ宣言・有機農業推進実施計画等」講師・荒美副課長・有機農業推進協議会、伊藤雅文さん、平成30年12月に「プラスチックごみゼロ宣言」を行い、環境先進都市への取り組みを進める亀岡市にとって、農業生産に由来する環境負荷軽減が課題であり、その課題を解決する核となるのが、有機農業推進である。高付加価値の有機農産物の生産・流通・消費の拡大を図ることで、農業従事者及び関係者の収益性の向上にもつながり、農業後継者の確保が見込める。 オーガニック米の保育園、小学校給食での活用を含め、有機農業推進協議会の設置、有機農業推進実施計画も策定など、市長のリーダーシップで「世界に誇れる環境都市」を標榜し、農業、食の課題に積極的に取り組まれています。
所感	一部の困難女性支援法では司会をさせていただきました。いくの学園さんとは、以前の児童養護施設の時からご縁があり、雪田の弁護士の勉強会にも個人で参加していました。来年度から施行される困難女性支援法では、都道府県では基本計画が義務になりますが、今回の勉強会では、そもそも現場の声をしっかりと聴き、その声を施策に結び付けるだけでなく、実際に丁寧な対応を行政にお願いしてほしいとの訴えがありました。私も現場で働いていたので、今後一般質問でも取り上げたい内容でした。 亀岡市の桂川市長はとても熱い方で、ご挨拶だけと言われていましたが、20分ほど、プラスチックごみ宣言や有機農業について、教えていただけました。

令和5年度調査研究報告書

会派名 市民が主役のまちをつくる会

事業名	ウトロ視察
事業の実施時期	令和5年7月31日
事業の実施場所	ウトロ平和祈念館
事業の内容	全国革新議員会議の皆さんとウトロ記念館の副館長さんに、お話を伺う。在日韓国人の方々の人権問題を元市の職員の方が長きにわたってウトロ地区で闘ってこられたとのこと。戦後もウトロ地区に多くの朝鮮人たちが流入し、職業や入居、生活のあらゆる局面で差別を受ける朝鮮人にとって、ウトロ地区は劣悪な生活環境でもあったも、同胞たちが助け合いながら生活できるセーフティーネットとしての役割も果たしていた。在日朝鮮人の「スラム」として蔑まれたウトロ地区は、上下水道などの生活インフラが整備されず大雨が降ると深刻な水害に悩まされ、また生活用水も地下水をくみ上げる劣悪な衛生環境の中、生活が営まれてきました。このような事実を知った日本の市民たちが、「深刻な人権問題」としてウトロの人々と協働し、この地区の生活改善を求める運動が1986年から始まりました。2001年には国連社会権規約委員会においてウトロの立ち退き問題に関する懸念と差別是正勧告を引き出すことによって、ウトロの人々を大きく力づけました。ウトロでの訴えが韓国に届いた2005年、KIN（地球村同胞連帯）を中心に＜ウトロ国際対策会議＞が結成され、ウトロの土地購入のための市民募金運動が大々的に始まりました。その結果、韓国政府も支援を表明することになり、2007年9月にウトロの土地の一部を購入する合意書が締結され、ウトロの人々は強制退去の危機から脱出しました。 これまで一貫して無視を続けてきた日本政府と自治体も韓国の動きを受けて、2007年末に「ウトロ改善協議会」を発足させ、ウトロ地区における新たなまちづくりが現実として動き出します。現在の住居も見せていただきました。
所感	ウトロは戦争の時代に形づくられた、日本社会から「置き去りにされた」朝鮮人のまちで、困難に直面しながら声を上げた人々と、ウトロに寄り添ってきた日本市民、在日コリアン、そして韓国市民が協力してウトロの歴史と居住権を守った歴史は日本と朝鮮半島が互いに理解を深めあい、力を合わせ、地域社会で「小さな統一」をつくることによって新しい社会と未来を築いていることを示してくれているということを元行政職員の副館長さんに教えていただき、希望を感じました。またウトロ平和祈念館は歴史を継承するだけでなく、ウトロ住民をはじめ地域の人々に開かれたコミュニティの拠点として、また地域を超えて日本と朝鮮半島の未来を担う人たちの出会いと交流が深まる場としても役割を担っていきたいと考えておられるようです。平和の大切さを知るために、もっとたくさんの方々に見学へ来て欲しいと思いました。

令和5年度調査研究報告書

会派名 市民が主役のまちをつくる会

事業名	明石市視察
事業の実施時期	令和5年8月1日
事業の実施場所	明石市役所
事業の内容	明石市の子ども施策を学ぶ。「五つの無料化」は（１）子ども医療費（現在は高校3年まで）（２）おむつ（満1歳まで）（３）第2子以降の保育料（副食費を含む）（４）中学校の給食費（５）文化博物館など公共施設4カ所の入場料－を指す。妊娠・出産期から就学後まで、バランスを取った施策展開で、所得制限は設けていない。まちの未来でもあるこどもを社会全体で守り、健やかに育んでいく視点から、離婚や別居に伴う養育費や面会交流などの「こどもの養育支援」について、平成26年4月から「明石市こども養育支援ネットワーク」の運用を開始し、支援に取り組んでいる。「こどもの養育費立替支援事業」養育費が支払われないときに、養育費を支払うべき義務者に対して、市が働きかけをし、それでも支払いがない場合に、養育費を受け取るべき人に対して、市が立替払い（最大3か月分、上限月額5万円）をした上で、義務者に対して督促をします。 現在の丸谷聡子市長になり、直接届く投書箱で、明石市内12箇所に設置され、専用メールアドレスも開設されています。公約のタウンミーティングについては「テーマ別に催し、（イラストや図形などのグラフィック情報を使って議論の内容をリアルタイムに視覚化する）グラフィックレコーディングの手法も取り入れてやりたい」とした。もう一つの公約である「市民全員サポート券発行」については「議会と相談しながら、できるだけ早い段階で実施したい」とのこと。
所感	近畿市民派の先輩議員としてお世話になっていた丸谷さんが市長になられて、かなり大勢で視察に伺いましたが、担当課の方々からのご説明の後に、市長室へ呼んでくださりお話が出来ました。市民の皆さんのお声を大切にしたいという想いで、タウンミーティングをテーマ別でされていますが、一回の募集が70～80人とのことで、皆さんの関心の高さがわかりました。タウンミーティングでは、「えんたくん」を使ってされるようで、実際に見せていただき様子もわかり、とても参考になりました。個人的な感想ですが、DV支援をしている関係から、本市でも「こどもの養育費立替支援事業」はすぐにでもできれば良いのと思いました。

令和5年度調査研究報告書

会派名 市民が主役のまちをつくる会

事業名	人と防災未来センター視察
事業の実施時期	令和5年8月9日
事業の実施場所	人と防災未来センター
事業の内容	センターは、国の支援を得て平成14年4月に兵庫県が設置し、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構が運営を行っている施設。阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献することをミッションとして、「減災社会の実現」と「いのちの大切さ」「共に生きることの素晴らしさ」を世界へ、そして未来へと発信している。さらには、世界的な防災研究の拠点として、災害全般に関する有効な対策の発信地となることをめざします。そして、二度と再びこのような災害が起こらないように、いろいろな知恵や知識をわかりやすく発信して、災害に強いまちづくり、地域づくり、そして私たち自身の準備に役立つ取り組みを行っている。我が国は地震や風水害にさらされやすいばかりでなく、都市化や社会構造の複雑化・多様化に伴い、災害リスクもまた複雑化・多様化しており、防災研究は単に科学技術に頼ったハード面の対策だけでなく、社会の構造や制度面に焦点をあてたソフト面の対策が必要となっている。地方自治体では今後の巨大災害に備えて具体的な問題解決ニーズを有し、また今日の防災研究はIT・ロボットなどの先端科学技術の応用のみならず学際的アプローチによる新たな研究領域の開拓、さらに産・官との共同で行う研究プロジェクトなどの取り組みが強化されつつあるとことです。復興10年総括検証・提言のフォローアップ・ヒューマンケアの理念に基づく少子・高齢社会の諸課題への対応。21世紀の地域づくりの先導と知的貢献。研究機関の連携による政策提言。人材育成事業の一環として、自治体の首長や、職員等を対象とした「災害対策専門研修」を実施しているが、京都府だけが、関西では一度も研修に来てもらえていないので、ぜひ来てほしいと訴えておられました。
所感	最後の語り部さんのおはなしでは、具体的なことを教えていただき、本当に参考になりました。阪神淡路大震災の時に、芦屋市で建設部長をされており、痛ましい状況や即座の判断の重要性を具体的に教えていただきました。電車が動いていなかったもので、車で行ったが、逆に全然動かなくて歩いて行く方が良かった。国の支援物資は三日後にしか到着しないので、市長が懇意にしている他市町村の市長に個別で助けを求めたことで、すぐに物資が届いてそれが明暗を分けた。市長が到着するまでの副市長の判断も、日頃から、災害初動時における人的・社会的対応について重要性を感じたなど、今後災害が起きた時に、活かしていきたいと、説明の時間が終わっても、議員の方々にはぜひ知っていてほしいと、その後もたくさん教えてくださいました。

令和5年度調査研究報告書

会派名 市民が主役のまちをつくる会

事業名	いくの学園 25 周年座談会
事業の実施時期	令和5年9月17日
事業の実施場所	ドーンセンター
事業の内容	【いくの学園の歴史と現在の取り組み】暴力や虐待、性的搾取など、生活上の困難を抱えた人への支援活動を行い、女性やLGBTなど誰もが尊重され、暴力や差別のない、安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。前身の婦人保護施設時代も含めて長い歴史のなかで、さまざまな法律(売春防止法・DV防止法など)、社会運動や時代の流れに影響されながら、いくの学園がずっと大事にしてきたことがあり「人は人の中で守られる」。つまり、地域が必要とする支援を、その地域の人びとを中心に力を合わせてみんなでかたちにしていくことをめざしておられます。社会の中の暴力や搾取、人権侵害、具体的にはDVのように家族に押し付けられて社会的に見えなくされている問題に、みんなの力を合わせて立ち向かうこと。特定非営利活動法人いくの学園は「暴力のない、一人一人が尊重される社会」をめざして設立45年の婦人保護施設の経験を活かし、1998年から民間団体として活動を続けており、電話相談などの相談支援、DVシェルター、ステップハウス、広報・啓発を行っておられます。 【加害者プログラム】講師 伊田広行さんグループで訓練を繰り返し、DVをしない考え方や感情のコントロールを身に付けていきます。プログラムを行っているのは、東京や大阪、広島など民間の団体で、全国でも数カ所しかありません。欧米では、DV加害者に義務付けられていますが、日本では、ようやく効果の検証が始まったばかりです。
所感	いくの学園さんは、かなり前から女性支援に取り組んでこられました。前回、今回の理事長は女性の弁護士の方で、寄り添った支援を大切にされています。私も議員として、社会福祉士として、それぞれの立場でDV支援に今後も取り組みます。また、伊田さんの加害者プログラムはとても実践的で、妻や子どもが家を出て途方にくれたり妻に促されたり、DVの加害者になった多くの男性が、毎週1回、2時間のプログラムに通っています。「あなたのやっていることはDVやと、だから変わりました」としっかりと本人に伝えることで、改善に繋がるケースもあり、加害者プログラムの必要性を私も感じます。